

令和7年6月24日  
(健康課)

## 全世代型健康増進拠点構築計画の推進について (全世代型健康増進拠点施設整備方針)

### 1 基本方針

大木町健康福祉センターについて、今後の在り方を検討するために、令和5年度に設置した「大木町健康福祉センターの在り方に関する検討委員」からの答申や、その答申を具体化するために令和6年度に設置した「全世代型健康増進拠点在り方検討委員会」からの報告を踏まえ、同センターを全世代型の健康増進の拠点として構築する方針を決定しました。

この方針に基づき、答申および報告を参考に、全世代型の健康増進を図るために町の健康づくりに関する各計画を総合的に推進する「大木町全世代型健康増進計画」並びにこの計画に基づく全世代型の健康増進の拠点（以下「拠点」という。）の構築を推進する「大木町全世代型健康増進拠点構築計画」を令和7年2月に策定し令和7年度から全世代型の健康増進事業および拠点構築を計画的に進めることとしました。

これらの計画の推進にあたっては、それぞれ「大木町全世代型健康増進計画等推進委員会」及び「大木町全世代型健康増進拠点構築計画推進委員会」を設置し、各計画に基づく施策や事業に関する協議、検討および計画の進捗管理を行うこととしています。

### 2 各計画の推進に係る委員会

#### (1) 全世代型健康増進計画等推進委員会

全世代型健康増進計画等推進委員会（以下「増進計画委員会」）は、健康づくりに関する有識者や専門家、関係機関の職員、町民などで構成され、大木町全世代型健康増進計画（以下「増進計画」）の進捗管理や評価、増進計画に基づく事業の検討と提案を行います。

なお、増進計画推進委員会の委員は、健康増進法及び食育基本法に基づく「大木町健康増進計画・食育推進計画」の推進、進捗管理、評価等行う「大木町健康づくり推進委員会」の委員も兼ねています。

#### (2) 全世代型健康増進拠点構築計画推進委員会

全世代型健康増進拠点構築計画推進委員会（以下「構築計画委員会」）は、副町長を委員長として、庁内における関係課職員（総務課、企画財政課、建設水道課、健康課）及び町長が認める有識者で構成されます。この委員会は、大木町全世代型健康増進拠点構築計画（以下「構築計画」）に基づき、拠点の整備を図るための協議、検討、工程管理を増進計画委員会と連携しながら行っていきます。

### 3 拠点構築工程

拠点の構築工程は、構築計画に基づき5年間の工程とし、令和7年度を準備年度、令和8年度を初年度として令和12年度の開設を目標に進めていきます。

年度	計画年度	工程内容（実施予定内容）
令和7年度	準備年度	基本設計着手準備・着手
令和8年度	初年度	基本設計策定
令和9年度	第2年度	実施設計・解体工事・設置工事（一括発注）
令和10年度	第3年度	
令和11年度	第4年度	
令和12年度	最終年度	開設準備・開設

### 4 拠点施設概要

- (1) 健康福祉棟 H10 築/R C造平屋建/1,651 m<sup>2</sup>
- (2) 多世代交流棟 H10 築/S造2階建/3,049 m<sup>2</sup>（温泉、プール、食堂、休憩室等）
- (3) 附帯施設 温泉を活用した小規模温浴施設として新たに整備
  - ① 予定地 健康福祉センター敷地（多世代交流棟跡地）及び西側隣接町有地
  - ② 規模 建物面積 多世代交流棟の概ね1/4程度（760 m<sup>2</sup>程度）
- (4) 敷地 敷地面積 14,385.25 m<sup>2</sup>（うち町有地 11,083.25 m<sup>2</sup>）  
※町有地及び民有地の一部に隣接道路、敷地内通路敷を含む。

### 5 整備内容（基本設計における業務要件）

#### (1) 健康福祉棟

拠点施設となる健康福祉棟（健康棟及び福祉棟で構成）と附帯施設との一体的な利用を図るための健康福祉棟の必要な改修（附帯施設との接続に係る改修、利用者の導線確保のための改修、バリアフリー化等利用者の安全を図る改修）を行います。

#### 【主な改修】

- ① 健康棟から附帯施設への利用者等の効率的な導線確保に係る改修（健康棟内通路、接続通路改修）
- ② 利便性の向上に向けた改修（受付、更衣室の設置）
- ③ 健康棟改修に伴う福祉棟への機能移転に係る改修（栄養指導室の移転改修）
- ④ その他拠点機能の充実に向けた改修（ロビー改修、諸室改修等）

#### (2) 多世代交流棟

- ① 機能廃止（施設解体）とします。
- ② 現在の温泉源泉は、附帯施設の源泉として引き続き利用します。（工事期間中の適切な管理が必要。）

### (3) 附帯施設

- ① 整備規模は多世代交流棟の1/4程度(760㎡程度)とします。
- ② 施工性が高く、メンテナンスが容易な構造とします。
- ③ 施設(諸室)構成は、基本的に浴室、脱衣所、休憩室、受付、トイレ及びこれらに付随する施設とします。なお、現多世代交流棟の健康増進機能を補完する設備(歩行浴施設等)について、その必要性や整備の可否を、整備規模や費用、管理運用の面などから総合的に検討します。
- ④ 附帯施設の配置(設置場所)については、多世代交流棟敷地又は多世代交流等敷地の西側に隣接する町有地を候補地とし、拠点となる健康福祉棟との一体的かつ効率的な利用及び運用管理ができる配置としますが、整備費用、施工性、多世代交流棟の閉館期間(温浴施設の利用停止期間)など、総合的な視点から比較検討し決定します。
- ⑤ 附帯施設の整備に当たり、大木町公共施設地球温暖化対策実行計画に基づき、再生可能エネルギー設備の導入を図ります。

### (4) 接続通路(健康福祉棟と附帯施設を接続する通路)※再掲

一体的利用を踏まえ、安全かつ快適に利用できる改修とします。

### (5) その他

- ① 多世代交流棟の解体工事は、健康福祉棟等の利用者の安全が確保できる施工とします。
- ② 附帯施設の設置に合わせ、敷地内の不具合箇所(排水調整池、用水路護岸等)の調査を行い、必要な整備、改修を行います。
- ③ 多世代交流棟に隣接して設置されている農産物加工販売施設(建築面積89.35㎡/木造平屋建)は、多世代交流棟に合わせ解体の方向で検討します。ただし、拠点の効用を高める用法がある場合は保存し活用を図ります。
- ④ 多世代交流棟解体工事、附帯施設設置工事期間中も健康福祉棟は利用可能(開館)とします。

## 6 基本設計業務委託

基本設計の策定については業務委託とし、公募型プロポーザルにより受託業者を選定します。

### (1) 令和7年度実施スケジュール(予定)

- ① 事業予算計上 9月議会補正予算により計上予定
- ② プロポーザル 9月中旬～11月中旬
- ③ 選定・契約 11月下旬

### (2) 業務委託期間(予定)

令和7年11月～令和8年10月31日(予定)

## 7 実施設計及び施設整備工事

実施設計及び施設整備工事については、設計監理の面から実施設計、解体工事、設置工事を一括発注する方式とし、公募型プロポーザルにより受託業者を選定する予定としています。

## 8 拠点施設の管理運営

拠点の管理運営については、指定管理制度による管理運営を原則としながら、構築計画委員会において直営や業務委託を含む管理運営方法の研究検討を行い、最も効率的かつ安定的な運営方法を採用します。

また、全世代型健康増進計画に基づき<sup>\*</sup>、町自らが主体的な健康増進事業を実施できる体制の整備を図るために健康増進関連部門（健康課または健康づくり担当係）を健康福祉センターに配置することとしています。健康増進関連部門の配置により、健康増進拠点としての機能を強化し、増進計画に基づく福祉分野との連携した健康増進事業や、増進計画委員会からの提案事業など、全世代型健康増進事業の推進を図ります。

なお、社会福祉協議会及び健康づくり公社（運動部門）など、健康福祉棟に活動の本拠を置く団体等については、健康福祉棟の改修により団体が利用している施設の一部用途が変更されることや町の健康増進関連部門の配置、また、改修による増床は行わないことなどから、団体の活動場所の縮小や制限が見込まれ、事業や活動に支障が出るのが予想されます。

このため、町有財産活用検討委員会に設置されたシビックゾーン構想検討部会における、公共団体等の事務所機能の集約検討の進行状況も踏まえ、これらの団体の活動拠点の移転について協議、検討を行っていきます。

※全世代型健康増進計画第2章4「全世代型健康増進拠点の在り方」(1)「拠点事業の実施体制」

## 9 周知・広報

健康福祉センターの在り方に関する検討状況や結果、報告内容等については、これまで広報紙やホームページを通じて周知を図ってきました。今後も、拠点整備の進捗に応じ、随時広報紙、ホームページにおいて状況をお知らせします。

また、基本設計策定期間においては、整備方針や整備計画に関する説明を行うとともに、町民や利用者の意見を聴取するため、対話型の住民説明会を開催します。

### (1) 広報紙

整備方針及び概略工程を掲載します。

#### ① 令和6年度以降広報紙掲載実績（ホームページで閲覧可能）

- ・令和6年 6月号：これまでの検討経緯と今年度の検討内容について
- ・令和6年 11月号：全世代型健康増進拠点在り方検討委員会の報告内容
- ・令和7年 1月号：全世代型健康増進計画、拠点構築計画案に対するパブリックコメントの実施について

・令和7年 4月号：全世代型健康増進計画、拠点構築計画の策定について

② 今後の掲載予定

令和7年 10月号：整備方針、構築工程、基本設計等について

(2) ホームページ

広報掲載と同時に整備方針及び概略工程を掲載します。

① 現時点の公開情報

- ・大木町健康福祉センターの在り方に関する検討委員会答申内容
- ・全世代型健康増進拠点在り方検討委員会協議経過（協議議事録）
- ・全世代型健康増進拠点在り方検討委員会報告書内容
- ・「全世代型健康増進計画」及び「全世代型健康増進拠点構築計画」に係るパブリックコメントの実施結果
- ・「全世代型健康増進計画」及び「全世代型健康増進拠点構築計画」の内容

② 今後の掲載予定

業務の進捗に応じ随時掲載

(3) 住民説明会

基本設計業務着手後、業務の進捗段階に応じて3回程度の対話型の説明会を実施する予定としています。

実施方法、説明内容等については推進委員会で検討していきます。

(4) 関係団体周知

健康づくり公社、社会福祉協議会、食生活改善推進会等、健康福祉センターの管理運営や日常的な利用を行っている団体等へ随時情報提供を行い、個別に必要な協議を行っていきます。

## 10 その他

この方針のほか、構築計画を進めるうえで協議や検討が必要となった場合は、構築計画推進委員会において協議し、町長に報告することとします。